

冬期労働災害防止のためのチェックリスト

あなたの事業場では、この冬の労働災害防止対策は万全ですか？

この自主点検は、冬期労働災害防止のための主要な項目を挙げたものです。各事業場においては、厳しい冬を迎えるに当たり、施設や安全衛生活動等をもう一度見直し、改善すべきところは直ちに対策を講じましょう。

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 安全衛生活動 | |
| | ・安全衛生委員会等において、冬期労働災害防止対策について審議し、対策を検討、実施していますか | はい いいえ |
| | ・経営首脳、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施していますか | |
| | ・労働者に冬期労働災害防止対策に関する安全教育を実施していますか | |
| 2 | 転倒災害の防止 | はい いいえ |
| | ・通路、作業場所の除排雪は十分ですか | |
| | ・転倒災害が発生している場所、転倒災害が発生しやすい場所を周知していますか | |
| | ・駐車場等の除雪後、路面を滑りにくい状態にしていますか | |
| | ・屋外の階段や傾斜した箇所に滑り止め等を設置していますか | |
| | ・労働者から転倒しそうになった場所を聴き取り、構内安全マップ等を作成していますか | |
| | ・労働者は滑りにくく、安定した靴を着用していますか | |
| | ・労働者は小さな歩幅で、足の裏全体を着地するように歩いていますか | |
| | ・労働者は日頃から運動に心がけ、健康の保持増進に努めていますか | |
| 3 | 屋根の雪下ろし作業による墜落防止 | はい いいえ |
| | ・滑りにくい靴、ヘルメット、安全帯を着用していますか | |
| | ・安全帯を使用できる設備はありますか | |
| | ・事前に作業場所の確認を行い、開口部等の把握を行っていますか | |
| | ・地上に監視人を置く等、複数人で作業を行っていますか | |
| 4 | 除雪作業による災害防止 | はい いいえ |
| | ・除雪機の取扱者に安全な使用方法を教育していますか
(機械の種類によって、資格が必要な場合があります) | |
| | ・機械のトラブル(氷が詰まるなど)時に機械の完全停止を徹底していますか | |
| | ・路肩に近接して作業する際、誘導員の配置や目印を表示していますか | |
| | ・人力での除雪を行うときは、無理のない姿勢又は体力以上のものを持ち上げないようにしていますか | |
| 5 | 一酸化炭素中毒の予防 | はい いいえ |
| | ・暖房用としての練炭の使用を禁止していますか | |
| | ・火気使用場所の換気は十分ですか | |
| | ・一酸化炭素中毒の危険のある場所を立入禁止としていますか | |
| 6 | 交通労働災害防止 | はい いいえ |
| | ・早めのタイヤ交換、早めの点灯運転を実施していますか | |
| | ・時間に余裕を持った車両の運行計画を立てていますか | |
| | ・当日の気象状況及び路面状況を把握し、周知していますか | |
| 7 | 作業時の保温・体操の実施 | はい いいえ |
| | ・ミーティングの際、防寒衣の着用及び着用状況を確認していますか | |
| | ・ラジオ体操など準備運動を実施していますか | |
| | ・労働者が着用している防寒衣の袖口は締まっていますか | |

「はい」の項目はいくつありましたか？「いいえ」の項目は早急に改善しましょう！

平成29年度冬期労働災害防止運動実施要綱

青森労働局

- 趣旨
積雪寒冷地である本県は、冬期における降雪、低温、強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響を受け、積雪・凍結・寒冷に起因した転倒・墜落災害及び車両等のスリップ事故による労働災害(以下「冬期労働災害」という。)が多発している。
当局管内の平成28年度冬期(平成28年11月～平成29年3月)における冬期労働災害の被災者数(休業4日以上)は、217件で前年度と比較して66件(43.7%)と大幅に増加している。また、同期間中の労働災害発生件数は、全体の約50%を占め、年間の労働災害全体の件数を底上げしている状況にある。
第12次労働災害防止計画の目標を達成するため、当局においては冬期労働災害を減少させることが重要である。併せて、平成30年度を初年度とする次期同計画の円滑な推進を図る上でも、冬期労働災害を減少させることが必要である。
このため、当局では、安全衛生関係団体、事業者団体等と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、冬期労働災害の防止を目指して「冬期労働災害防止運動」を実施する。
特に、冬期労働災害の82.5%を占めている転倒災害、死亡を含む重篤な災害につながりやすい墜落災害及び交通労働災害の防止を重点目標に掲げて運動を展開する。
- 重点目標
転倒災害、墜落災害及び交通労働災害の防止
- 実施期間
平成29年11月1日から平成30年3月31日までの5か月間とする。
- 主唱者
青森労働局、各労働基準監督署
- 実施者
各事業場とする。
なお、安全衛生関係団体、事業者団体等においては、これら事業場における活動を支援するものとする。
- 主唱者の実施事項
(1)冬期労働災害の防止に関する安全広報資料等の作成及び配布を行う。
(2)関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
(3)安全衛生関係団体、事業者団体等の実施事項について指導援助する。
(4)事業場に対する各種指導時において、冬期労働災害防止対策の実施について指導する。
(5)事業場の実施事項について指導援助する。
(6)広く県民に本運動の周知を行う。
- 実施者の実施事項
(1)事業場
ア 安全衛生活動の活性化

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、労使による自主的な安全衛生活動を推進する。
- (イ) 安全衛生委員会等において、冬期労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。
- (ウ) 経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。
- (エ) 労働者に冬期労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、就業に当たって必要な知識を付与する。

イ 積雪・凍結による転倒災害の防止

- (ア) 作業環境管理
 - a 通路及び作業場所は、囲い、除排雪・融雪設備の設置等により、積雪・凍結を防止する。
 - b 屋外の階段、傾斜した箇所、除雪直後の路面、凍結した箇所等滑りやすい箇所に、滑り止め等の設置、滑りにくい状況にする等の措置を講ずる。
- (イ) 作業管理
 - a 滑りにくく、安定した靴を着用する。
 - b 小さな歩幅で、足の裏全体を着地するようゆっくり歩く。
 - c 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。また、両手に物を持って歩行しない。
- (ウ) 健康管理
 - 日頃から運動に心がけ、健康の保持増進に努める。
- (エ) 労働者への教育等
 - a 滑りやすい場所又は転倒しそうな場所を労働者から聴き取り、当該場所の周知及び重点的に除雪する等の対策を講ずる。(ヒヤリ・ハット事例、構内安全マップ等の作成)
 - b 上記作業環境管理、作業管理及び健康管理に係る教育を実施する。
- (オ) リスクアセスメントの実施
 - ヒヤリ・ハット事例及び構内安全マップを活用し、転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む)におけるリスクアセスメントを実施する。

ウ 雪下ろし、除排雪による災害の防止

- (ア) 滑りにくい靴、ヘルメット等を着用する。
- (イ) 屋根等高所での作業に当たっては、次の事項を行う。
 - a 事前に作業場所の状況確認を行い、開口部等がないか確認する。
 - b 安全帯を使用するための設備を設置し、安全帯を使用する。
- (ウ) 機械等での作業に当たっては、次の事項を行う。
 - a 事前に作業場所の状況確認を行い、障害物及び転落の危険がないか確認する。
 - b 路肩等、転落の危険のある場所には目印の設置又は誘導員を配置する。
 - c 機械に氷等が詰まったときは、機械が完全に停止してから対処する。
- (エ) 軒先からせり出している雪は、可能な限り地上の安全な場所から除去する。

エ 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防

- (ア) 原則として練炭を使用しない。
- (イ) 一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項を周知する。
- (ウ) 火気使用場所の換気を十分に実施する。
- (エ) 一酸化炭素中毒の危険のある場所への立入りを禁止する。
- (オ) 一酸化炭素中毒の危険のある場所に立ち入る場合は、一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定及び換気の実施、呼吸用保護具の着用を徹底する。
- (カ) 救助方法を定め、関係労働者に教育を行う。

オ 交通労働災害の防止(車両等のスリップ事故の防止等)

- (ア) 速度は控えめにし、車間距離は長めにとる。
- (イ) 急ハンドル及び急ブレーキはしない。
- (ウ) 橋の上、トンネルの出入口及び日陰部分では速度を落とす。
- (エ) より安全な経路への変更等を含め、送迎バス等の運行に関する適正化を図るとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項を実施する。
- (オ) 天候及び路面状況を考慮に入れた時間的に余裕のある運行計画を立てる。

カ 作業時の保温・体操の実施

- (ア) 作業場内の気温の適正化に努める。
- (イ) 防寒衣等の着用により保温する。
- (ウ) 作業開始前に体操等を行い筋肉をほぐし、筋肉硬化による動作の鈍化、腰痛等の予防を行う。

キ 山岳部での作業における災害防止(対象業種：建設業及び林業)

- (ア) 吹雪・濃霧による遭難災害の防止
 - a 事前に移動経路等を定め、等間隔に目印を設置するとともに通路の整備を行う。
 - b 吹雪・濃霧の際は作業を中止し、屋内に避難させるとともに、やむを得ず下山する場合は単独行動を避け、ロープ等を使用して離れないようにする。
- (イ) 雪崩への遭遇の防止
 - a 雪崩が発生するおそれのある場所に作業小屋、宿舍等を設置しない。
 - b 雪崩災害防止に関する管理体制を明確にし、作業中止・退避等についての責任者を選任する。
 - c 現場における気象観測の記録及び最寄りの気象観測機関から情報収集に努め、未然に対応する。
 - d 大雪又は雪崩注意報、警報が出された場合は、直ちに作業を中止し、安全な場所に退避する。
 - e 下山する場合は、単独行動を避け、可能な限り雪崩が発生するおそれのない箇所を通行する。
 - f スコップ、ゾンデ棒及び雪崩ビーコンを携行する。(救助、捜索用の器具)
- (ウ) 積雪・強風による作業小屋及び休憩所等の倒壊・崩壊を防止するため、確実に雪下ろしを行うとともに、必要に応じ、柱・屋根等の補強を行う。

ク 凍結のゆるみによる土砂崩壊災害等の防止(対象業種：建設業及び林業)

- (ア) 地山掘削作業を行う場合は、土止め支保工を設置する。
- (イ) 地肌が露出している箇所は、点検を行うとともに、地山から離れたところを通行させ、必要に応じ見張員を配置する。
- (ウ) 融雪・鉄砲水による災害を防止するため、作業箇所の周辺、上流の積雪等の状態を調査し、除排雪の必要性を検討するほか、作業中止等の適切な措置を行う。

(2) 安全衛生関係団体・事業者団体等

- ア 会員事業場に対し、本運動の周知啓発を行う。
- イ 会員事業場の経営首脳者に対し、自ら率先して労働災害防止活動に努めるよう要請する。
- ウ 会員事業場の実施事項について、必要な指導援助を行う。
- エ 会員相互による安全パトロール、安全講習会等を実施する。
- オ 各種講習や教育の場を活用し、本運動における労働者の役割等の周知を図る。